

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 28 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 木	祥 一
岐阜県監査委員	南	圭 一
岐阜県監査委員	安 田	典 子

1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	0	2	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	0	2	1
	指導事項	出資・出捐団体	10	1	2	7
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		12	1	3	8
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	1	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	0	2	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	0	2	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		18	1	8	9	

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年4月5日及び令和5年4月11日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会 (岐阜県都市農村交流推進事業費補助金)	農村振興課	<p>岐阜県都市農村交流推進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり不適正な事項が認められ、補助対象経費が過大となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 人件費について、交付決定前の期間に係る給与を含めていた。</p> <p>2 委託料について、補助事業者は委託先に対して当初の契約額 278,400 円から 17,600 円を減額して支出していたが、実績報告書には当初の契約額を誤って計上していた。</p>	<p>指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>交付決定前の期間の人件費 71,906 円及び委託料 17,600 円を補助対象外経費とし、その他の経費も精査したうえで実績報告書の訂正を行った。</p> <p>事業実施した過去 5 年間に調査した結果、令和 3 年度に交付決定前の期間の人件費 59,244 円が補助対象経費となっていたため、こちらも実績報告書の訂正を行った。</p> <p>なお、事業費のうち交付決定額を超えていたために補助対象とされていなかった経費（令和 2 年度は人件費に係る経費 89,506 円、令和 3 年度は人件費に係る経費 59,244 円）を補助対象経費として実績報告書の訂正を行ったため、補助対象経費の総額に変更はなかった。</p> <p>今後は、補助対象期間の確認及び支出書類の作成を厳格に行う。</p>
国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会 (国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会 2021 年度負担金)	地域産業課	<p>第 12 回国際陶磁器展美濃会場設営等管理委託業務に係る入札手続において、代理人が入札する場合に提出が必要な委任状を受領しておらず、本来であれば入札を無効とすべきところ、そのまま入札を実施していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指摘事項については、当時入札事務を執行した担当職員が、当該法人の入札に際して適用する多治見市契約規則（国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会規約第 19 条および公益財団法人セラミックパーク美濃会計処理規程第 24 条第 3 項において準用）第 12 条の 2 および第 14 条第 3 号を十分に把握していなかったため発生したものである。</p> <p>今後は、全職員が適切に処理できるよう、受付時にチェックリストを用いて確実に必要書類を提出させること、確認作業を複数人</p>

			で行うことを明記した入札事務執行マニュアルを作成し、事前に同マニュアルを用いて事務手順の確認を行ったうえで、入札執行を適正実施するよう努める。
--	--	--	---

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般財団法人 飛騨地域地場産業振興センター	地域産業課	展示装飾設営・撤去工事に係る契約事務において、随意契約事由に該当しないにもかかわらず、見積合わせによる随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	<p>指摘事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>当財団における会計処理等の事務を定めた「財団法人飛騨地域地場産業振興センター会計規程（昭和58年8月9日制定）」第29条では、「契約は、岐阜県会計規則の例による」と規定しており、本件は、100万円を超える契約であったため、競争入札に付する必要があった。</p> <p>しかし、指名業者の選定等の事務を定めた「一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター指名競争入札選定委員会要綱（昭和58年8月9日制定）」第2条第4号にある「1件の見積価格が200万円以上（単価契約をする場合は総額200万円以上）の物件の買い入れ、印刷事務及び施設機械保守等の委託の指名競争入札参加者の指名に関する事項」との規定を「200万円以上の案件は指名競争入札で行う」と誤って解釈し、「200万円以下の契約では随意契約が可能である」と判断し、本件において見積合わせによる随意契約を行ってしまった。</p> <p>今後は、関係規程等に則り適正に会計事務を行うとともに、事業計画段階から、事業スケジュール、事業ごとの契約等チェック表を作成し、担当者及び経理責任者に加え全員で確認を行うこととする。</p>
一般財団法人 岐阜県魚苗センター	里川振興課	令和4年度の決算において、退職給付引当金に係る期末所要額	指摘事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報

		<p>を計上するに当たり、職員の給与月額や調整額の計算を誤ったことにより、退職給付引当金及び退職給付引当資産がそれぞれ342,965円過少に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>告を受け、確認した。</p> <p>令和4年度退職給付金引当金及び退職給付引当資産が過少計上された分については、令和5年度決算にて適正に計上することとする。</p> <p>今後、再発防止のため、職員の給与月額や調整額等の確認を必ず複数人で実施するなど、確認体制を強化して適正に計算する。</p>
--	--	---	--

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県観光連盟 (一般社団法人岐阜 県観光連盟補助金 (国内デジタルマー ケティング促進事 業))	観光誘客推 進課	一般社団法人岐阜県観光連盟 補助金(国内デジタルマーケティ ング促進事業)において、補助対 象事業である委託業務が完了し ていないにもかかわらず、県に実 績報告書を提出していたので、今 後は適正に処理されたい。	<p>指導事項について一般社団法人岐阜県観光連盟から、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>当該補助事業は、ホームページの全面リニューアルを行うもので、令和4年3月7日に委託業務の完了を確認し、サイトを公開したが、この委託業務には、年度末までの維持管理業務が含まれていたため、3月31日付の業務完了届を受理し、同日付で検査を行った。一方、実績報告書の提出については、業務完了後の3月31日であったものを県の現地確認検査が行われる日付にあわせ、3月30日付で実績報告書を提出した。</p> <p>同日に複数の補助金検査が行われたことから、書類の日付の不備を見落とししたものである。</p> <p>今後は、委託業務のすべてが完了したことを複数名で確認したうえで必要な検査を行い、補助金交付要綱に規定する実績報告書を提出することを組織内で周知徹底した。</p>

(3) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
農村振興課	「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会	「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会に対する岐阜県都市農村	当該団体に対し、事業を実施した過去5年間の補助対象経費に

	(岐阜県都市農村交流推進事業費補助金)	<p>交流推進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり不適正な事項が認められ、補助対象経費が過大となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人件費について、交付決定前の期間に係る給与を含めていた。 2 委託料について、補助事業者は委託先に対して当初の契約額 278,400 円から 17,600 円を減額して支出していたが、実績報告書には当初の契約額を誤って計上していた。 	<p>ついて精査を指示するとともに、事務処理体制の強化に努めるよう指導した。</p> <p>令和2年度の人件費 71,906 円と委託料 17,600 円、及び令和3年度の人件費 59,244 円が過大となっていたが、事業費のうち交付決定額を超えていたために補助対象とされていなかった経費(令和2年度は人件費に係る経費 89,506 円、令和3年度は人件費に係る経費 59,244 円)を補助対象経費として実績報告書の訂正が団体よりなされた。当該報告書の確認検査を行ったところ交付決定額を充足したため、補助金の返還は不要であることを確認した。</p> <p>今後は、補助対象期間及び支出書類の確認を厳格に行うとともに、当該団体に対し適正な事務処理等について指導を行う。</p>
--	---------------------	---	--

(4) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
農村振興課	「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会 (岐阜県都市農村交流推進事業費補助金)	<p>「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会に対する岐阜県都市農村交流推進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり支出の事実や金額を適切に確認するには不十分なものが見受けられたため、補助事業に係る支出を確認するために必要となる会計書類や帳簿等について、補助事業者への指導を適切に実施されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅費について、高速道路や有料駐車場を利用した場合、料金相当分を支給しているが、金額の根拠となる領収書が添付されていないものがあった。 2 印刷製本費について、職員による立替払が行われていたが、支払いの事実を確認できる領収書等が添付されていなかった。 	<p>指導事項について、支出金調書に添付する書類の一覧を提供し、支出の事実や金額が確認できる領収書等を会計書類に添付するよう指導を行った。</p> <p>今後は、定期的に会計書類及び添付書類、帳簿等の確認を実施する。</p>

<p>観光誘客推進課</p>	<p>一般社団法人岐阜県観光連盟 (一般社団法人岐阜県観光連盟補助金(国内デジタルマーケティング促進事業))</p>	<p>一般社団法人岐阜県観光連盟(以下「連盟」という。)に対する一般社団法人岐阜県観光連盟補助金(国内デジタルマーケティング促進事業)において、補助対象事業である委託業務が完了していないにもかかわらず、連盟から提出された実績報告書を受理するとともに、同委託業務完了前に履行確認を行っており、審査及び確認並びに連盟に対する指導が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、今後は、委託業務のすべてが完了したことを複数名で確認したうえで必要な検査を行い、補助金交付要綱に規定する実績報告書を提出することを組織内で周知徹底する旨の報告を受けた。 当課としては、補助金の検査が他に複数あったにもかかわらず、十分な検査の時間と人員を確保していなかったことで、審査及び確認が不十分となってしまったことから、今後は検査日を全体で3日程度確保して検査を行うとともに、複数人による確認を徹底することで再発防止に努めることとする。</p>
----------------	---	---	---